

第3章 防災対策

わが国は、その位置、地形、地質、気象等の自然条件から、台風、豪雨、洪水、土砂災害、地震、津波等による自然災害が発生しやすい国土となっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震後の大規模な津波を伴い、広い地域で甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われた。沖縄県も例外ではなく、過去の台風による被害や地震・津波による被害も報告されている。

また、本県は、海底火山が活発に活動している地域でもあり、周りを海に囲まれている地理的条件から、地震や津波対策にも常に注意を払わねばならない。さらに、毎年襲来する台風は、暴風や大雨による浸水、崖崩れ等を起こすことがある。このような自然災害などは、常日頃の防災への備えを行うことにより、その被害を軽減させることが可能である。

そのためには、各学校の地域の特性や児童生徒等の実態に応じた学校防災マニュアルを整備・充実させることや教育課程の中に、防災教育を位置づけ、年間を通じた指導を効果的に行うことが大切である。効果的な防災教育により、児童生徒等に日常生活における防災意識を向上させ、危険回避能力を育成することで、災害時における的確で迅速な行動を身につけさせることができる。

本章では、火災、地震、津波、台風に対する防災対策について示したものである。各学校では、本章を参考に、地域や学校の実情に応じた防災に対する危機管理マニュアルの作成や防災教育の充実に努める。

1 学校安全計画の作成

学校安全計画は、安全教育に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として、職員の共通理解を図り、立案することが望ましい。

児童生徒等の事件・事故災害はあらゆる場面において発生しうることから、すべての職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることが求められている。

学校保健安全法第27条では、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定されている。

そのため、各学校においては、学校安全計画を作成し、評価（CHECK）－改善（ACTION）－計画（PLAN）－実施（DO）のサイクルの中で、計画の内容や取組みを評価し、見直しを行い、学校安全活動を充実させていくことが重要である。

学校安全計画の内容には、「安全教育に関する内容」と「安全管理に関する内容」及び「安全に関する組織活動」があり、その中の安全管理・安全教育に関する内容には「生活安全」「交通安全」「災害安全」を盛り込まなければならない。

また、災害安全に関する内容は、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするために、下記の指導事項を中心に行う。

- ・ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 火山活動による災害発生時の理解と安全な行動の仕方
- ・ 風水害、落雷等の気象災害発生時の理解と安全な行動の仕方
- ・ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方